

IFRS in Focus

欧州連合からの英国の離脱

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

「第50条」をトリガーした後の法人所得税に係る報告

2017年3月29日に、英国の在欧州連合大使が欧州理事会の大統領に書簡を手渡し、欧州連合からの英国の脱退についてリスボン条約第50条の下での正式の通知を行った。

EU法にはいくつかの指令があり、各加盟国の法律に置き換えられて、さまざまな取引（典型的には、異なる複数の加盟国に所在するグループのメンバー間の取引）について、（直接）法人所得税の免除措置又は繰延措置を与えている。英国企業及び英国での営業のあるグループにとって、第50条のトリガーにより、それらの免除措置が撤廃される可能性があることが財務報告に直ちに影響するのかが問われることになる。

この先例のないプロセスの開始時点にあって、英国のEUからの脱退の効力が発生するまでに、（欧州連合レベル及び個々の加盟国レベルの双方において）正確にどの

ようなステップを踏むことになるのかについては重大な不確実性が存在する。それに加えて、加盟国レベルにおいて制定された法令は、EU全体で同一ではない可能性や、場合によっては二国間協定によって補完されている可能性もあり、また、加盟国の脱退の効果が明示的に扱われている可能性は低い。その結果、英国、欧州理事会、及び可能性としては個々の加盟国の間で交渉が行われる前にあって、税法の変更がどのような形を取るかは不確実である。

このように何層にもわたる複雑さがあるため、税法の変更が（IAS第12号「法人所得税」において使われている意味で）「実質的に制定」されていると結論づけることは困難であるし、そのような変更がいかなる影響を当期税金及び繰延税金の残高に及ぼすであろうかについて結論づけることも困難である。したがって、全体的にみて、EU法の英国の会社への適用に基づく免除措置を現時点で活用しているグループについて、将来の税金債務に重大なレベルの不確実性が存在する。

どのような取引が影響を受ける可能性があるか？

上述の議論にかかわらず、EUからの脱退の税務上の帰結について検討しておくことには価値がある。「Brexit」プロセスの結了の後に利用できなくなる可能性がある免除措置を与えているものとして、次の指令が識別されている。

- i. 親子会社指令（Parent – Subsidiary Directive）：本指令は、「親会社」に対して支払われる配当に係る源泉税の撤廃を扱っている。
- ii. 利息及びロイヤルティ指令（Interest and Royalties Directive）：本指令は、利息及びロイヤルティに係る一定の源泉税の撤廃を扱っている。
- iii. 合併指令（Merger Directive）：本指令は、EU域内における、一定のクロスボーダー取引、資産の移転及び株式の交換についての利得に係る課税の繰延べを扱っている（適用される国内法によっては、課税の繰延べが認められるのは資産がEU域外に移転されるまでとされている可能性がある）。

分配、利息及びロイヤルティに係る源泉税に対して適用される税率又は税法の可能性のある変化は、EUからの脱退の日より後に行われる該当取引に適用されることとなろう。これに対し、合併指令の範囲に含まれる取引から生じた利得について過去に免除された又は繰り延べられた税額については、脱退によって直ちに支払うことになる可能性がある。

これらの細目を超えて、EU法の他の側面（例えば、加盟国間の税務上の紛争を解決する手段として用いられているEU仲裁協定（EU Arbitration Convention））の変更又は撤廃も、会社の税務に影響を及ぼす可能性がある。

第50条をトリガーしたことの結果として、認識される税金残高に変化が生じることは見込まれないが、将来の税率及び税金支払いにまつわる重大なリスクと不確実性について企業が開示を行うことは見込まれる。それらには、次の一部又は全部が含まれる可能性がある。

- リスクと不確実性についての説明的開示。こうした開示は多くの各国の法律及び規則によって要求されている。例としては、SEC規則S-K、EU透明性指令（各加盟国において実施されているもの）、及び、英国会社法において要求されている戦略報告書がある。
- 企業の実効税率に係る可能性のある将来の変化についての税金注記における議論
- 見積りに係る不確実性の源泉についての議論。これはIAS第1号「財務諸表の表示」において要求されており、税務上のリスクについての議論を含むことがしばしばある。
開示の内容と程度は、個々の企業がこれらの免除措置の変化に影響を受ける度合いによって異なるだろう。状況によるが、開示には次を含む可能性がある。
- 未分配利益の存在。未分配利益は、配当が「Brexit」の後に支払われる場合、税務上の取扱いが異なる可

性がある。

- 利息及びロイヤルティ指令の対象となる取引を企業が使用していること、及び、英国のEUからの脱退の後に実務の変化が予想されるかどうか
- 企業が過去にどの程度、英国と他のEU加盟国の間で事業及び資産を移転し、合併指令の下で課税を繰り延べているか。

既存の当期税金及び繰延税金残高のうち脱退によって生じる変化によって影響を受ける可能性のあるもの、及び、合理的な見積りが可能である場合には、影響についての可能性のある定量化についても開示することが適切かもしれない。

税務上の不確実性の議論は、より広範な、「Brexit」が企業の将来の財政状態及び業績にもたらす可能性のある影響についての議論の一部を構成する可能性もある。

本誌2016年9月号掲載の、IFRS in Focus「英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票：財務報告における影響」^{*1}では、「Brexit」プロセスから生じる、より広範な論点についてのガイダンスを提供している。

以上

*1 以下のデロイト トーマツのウェブサイトから入手できる。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/201609/kaikeijyoho-201609-04.html)

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準) <http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS室」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**
デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- **IFRSとは**
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向
- **解説記事**
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- **セミナー**
IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー
- **出版物**
市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS室 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatu.co.jp